

法律チェックサイト：ネット通販サイト  
対象商品：衣料品

× 不適切な記載  
△ 改善が望まれる記載

発売以来「〇〇〇」の一番人気を誇るロングセラー



〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
3/4カップブラ

商品番号 〇-〇〇〇-〇〇

当店通常価格0円(税込)

価格8,800円(税込 9,240円) 送料別

サイズ 65B

カラー トパーズ

個数 1

買い物かごに入れる

商品についての問い合わせ

厚みのあるダブルパッドと強い脇寄せで豊かな胸の谷間とスッキリしたサイドラインを作ります。レースは立体的なコードストレッチレースを使用。

× No.1 表示について

・「発売以来「〇〇〇」の一番人気を誇るロングセラー」と記載。  
⇒売上実績に関するNo. 1表示は、商品内容の優良性を示す場合があるため、その表示が合理的な根拠に基づかず、事実と異なることによって、実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく優良であると消費者に誤認される場合、不当表示とみなされる。  
⇒「一番人気を誇るロングセラー」など、No. 1表示に対して、根拠となる調査結果を表示する。その際、直近の調査に即し、対象となる商品の範囲、調査期間・時点、調査の出典について、消費者に分かるよう明瞭に表示する。景表法(第4条)

× 販売価格

「当店通常価格 0円(税込) 価格8,800円(税込 9,240円)」と記載。  
⇒価格表示が不明瞭。また、他の商品と価格表記が統一されていない。特商法(第11条)

△掲載写真

(ブラジャーとショーツのセット写真)  
販売商品はブラジャーのみだが、商品紹介写真には、ショーツも含まれており、ブラジャーとショーツのセット商品と誤認を与える可能性がある。  
⇒対象商品のみの写真表示にする。もしくは、商品説明欄に「この商品にはショーツは含まれません」など販売対象となる商品を明確にした方がよい。景表法(第4条) 特商法(第12条)

△品質表示

材質などの品質詳細、洗濯の方法、国産・外国産なども明記してあるとよい。  
⇒サイトへの表示義務はないが、「繊維の組成」は記載した方がよい。品質表示に関する表記事項は、表記方法も含め統一した方がよい。品質表示の情報が多く、煩雑になる場合は、別ページにまとめて記載し、該当箇所へリンクさせてもよい。家庭用品品質表示法(第3条)

△税抜き価格が赤字で記載

総額表示の義務付けには反しないが、税抜き価格などを強調することにより消費者に誤認を与える表示となる場合がある  
⇒「価格 9,240円(税込)」  
「価格 9,240円(税抜き価格 8,800円)」と表示する。消費税法(第63条の2) 景表法(第4条) 特商法(第12条)

■アドバイス:

商品説明に関して、消費者に誤認を与えるような表現には気をつけましょう。問い合わせやクレームの発生を抑えることができるでしょう。また、特に品質面では、商品仕入先の商品説明情報を鵜呑みにせず、販売事業者としても内容を検証することが必要です。表示違反は製造業者だけでなく販売事業者にも責任が及びます。